

「指定医」及び「指定医療機関」の要件等について

1 指定医

	小児慢性特定疾病	指定難病
指定医の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断または治療に5年以上従事した経験があり、関係学会の専門医の認定を受けていること。 ・または、疾病の診断または治療に5年以上従事した経験があり、都道府県等が実施する<u>指定医の研修を修了していること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・または、疾病の診断または治療に5年以上従事した経験があり、都道府県等が実施する<u>指定医の研修を修了していること。(経過措置として、29年3月31日までに研修を修了する見込みであれば指定可)</u>
指定医の職務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の支給認定に必要な診断書(医療意見書等)を作成すること。 ・患者データ(医療意見書等の内容)を登録システムに登録すること。 	
指定の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年ごとの更新制とする。 	

1-2 協力指定医

	小児慢性特定疾病	指定難病
協力指定医の要件	協力指定医の制度なし。	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の診断または治療に5年以上従事した経験があり、都道府県等が実施する協力指定医の研修を修了していること。
協力指定医の職務		<ul style="list-style-type: none"> ①医療費助成の支給認定に必要な診断書(<u>更新用に限る</u>)を作成すること。 ②患者データを登録システムに登録すること。
指定の有効期間		<ul style="list-style-type: none"> 5年ごとの更新制とする。

2 指定医療機関

	小児慢性特定疾病	指定難病
指定医療機関の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関であること(現行と同じ) ・医療の実施につき十分な能力を有する医療機関(現行と同じ) 	